

愛媛県森林整備保全事業 I C T活用工事（治山ダム工）
「受注者希望型」特記仕様書

（適用）

第1条 本工事は、受注者が3次元データ等を活用する「森林整備保全事業 I C T活用工事(治山ダム工)」(以下、「I C T治山ダム工」という)であり、本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書等によるほか、愛媛県森林整備保全事業 I C T活用工事試行実施要領及び本仕様書によるものとする。

（I C T活用工事）

第2条 I C T活用工事とは、以下に示す①～⑤の施工プロセスにおいて I C Tを活用する工事である。I C T治山ダム工は②④⑤の段階を必須とし、①の段階は受注者の希望によることとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、次の1)～8)から選択（複数可）して3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量に当たっては、現場条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても、I C T活用工事とする。

また、治山ダム工の関連施工として I C T土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、その場合も I C T活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 5) R T K-G N S Sを用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データと発注図書を用いて、3次元出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。

3次元データの作成は、I C T土工等と合わせて行うが、I C T治山ダム工の施工管理においては、3次元設計データ(T I N)形式での作成は必須としない。

③ I C T建設機械による施工

治山ダム工においては、該当無し。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③の施工における出来形管理は、次の1)～8)から選択して、出来形管理を行うものとする。（複数選択可）

また、以下1)～8)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

(1) 出来形管理

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) T S等光波方式を用いた出来形管理
- 4) T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 5) R T K-G N S Sを用いた出来形管理
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)の I C T施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果

が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行ってもよいものとする。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い3次元計測技術を用いた出来形計測要領による。

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来形整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

①(実施した場合)②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

(ICT活用工事の実施手続き)

第3条 受注者は、ICT活用工事の施工に先立ち「愛媛県森林整備保全事業ICT活用工事に関する協議書」(様式1)を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

(設計積算)

第4条 ICT活用工事に伴う経費については、「森林整備保全事業ICT活用工事試行積算要領」に基づき積算した金額に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。なお、3次元起工測量、3次元データの作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、見積書を提出するものとし、発注者が妥当性を確認の上、設計変更の対象とする。

(監督・検査)

第5条 ICT活用工事を実施した場合は、国土交通省が定めたICT土工等に関する基準により監督及び検査を行うものとする。なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、受注者がこれを準備するものとする。

(工事成績評定)

第6条 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で評価する。

(現場見学会等の実施)

第7条 受注者は、発注者が本工事の工事現場でICT活用工事見学会等を実施する場合は、協力しなければならない。

(調査等への協力)

第8条 受注者は、発注者がICT活用工事の効果を確認するために調査等を行う場合は、協力しなければならない。また、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第9条 ICT活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。